

## パス不正に対する罰則について

標題の件、下記の通り追記する。

### 【該当箇所】

2024 鈴鹿サーキットロードレース統一特別規則書  
第1章 共通事項 第10条 身分証（クレデンシャル）と通行証

### 【追記事項】

～6) 交付される身分証や通行証は他に貸与、また複製・加工などの不正利用をしてはならない。  
違反した場合は以下の内容に沿って罰則を科す。

違反回数	加工	複製
1回目	・罰金 10,000 円	・当該大会出場取消し * 返金無し
2回目	・当該大会出場取消し * 返金無し	・当該大会出場取消し * 返金無し ・当該シーズンエントリーキャンセル（参加申込不可） 年間エントリーは以降大会出場不可（返金無し）
3回目	・当該大会出場取消し * 返金無し ・当該シーズンエントリーキャンセル（参加申込不可） 年間エントリーは以降大会出場不可（返金無し）	・当該大会出場取消し * 返金無し ・当該シーズンエントリーキャンセル（参加申込不可） 年間エントリーは以降大会出場不可（返金無し） ・無期限のエントリーキャンセル（無期限の参加申込不可） *ただし、スポーツ走行は参加可。
4回目	・当該大会出場取消し * 返金無し ・当該シーズンエントリーキャンセル（参加申込不可） 年間エントリーは以降大会出場不可（返金無し） ・無期限のエントリーキャンセル（無期限の参加申込不可） *ただし、スポーツ走行は参加可	

#### 1. 加工・複製の定義

加工：オリジナルのパス（交付された状態のもの）に対し、切る、書く、貼るなどの行為を施すこと。  
複製：オリジナルのパス（交付された状態のもの）を模したものを別に作成すること。

#### 2. 違反回数について

違反回数は加工・複製の違いを問わず累積の違反回数とする。  
例：加工の違反を犯した後、別大会で複製の違反を犯した場合、罰則は複製の2回目の内容が適用される。

#### 3. 違反回数累積期間

違反回数の累積は2024年1月以降の違反が対象となる。また、違反回数は無期限に累積し管理される。

#### 4. 罰則対象

罰則は、登録ライダーのチーム員（ピットクルーや関係者）の違反も含め、全て登録ライダーに科せられる。  
登録ライダーが複数名の場合は、登録ライダー全員に罰則が科せられる。  
例：A,B選手（ライダー）のチーム員Cが移動車両パスに不正行為を行った場合、A,B選手に罰則を科す。

#### 5. 参加申込不可者のエントリーについて

上記違反により参加申込不可の者が参加申込を行った場合、  
参加は受理されず、エントリー料は¥5,500の手数料を差し引き返金される。

以上